

規制改革・特区等の検討状況についての（非製造業企業からの要望に対する検討状況の中間報告）

1 県に寄せられた提案件数
 [参考] 製造業からの要望 (H25.9月調査) 101件
 → 非製造業 (101件) + 製造業 (80件) の累計 181件

2 検討状況等	計	80件	うち非公表 14件
① 国へ要望・特区提案済み	10件	うち非公表 1件	
② 国へ要望・特区提案準備中	1件		
③ 県で対応済み	1件	うち非公表 1件	
④ 県で対応準備中	40件	うち非公表 5件	
⑤ 内容精査・検討中	18件	うち非公表 5件	
⑥ 現行制度で実現可能	2件		
⑦ 取下げ	8件	うち非公表 2件	

3 一覧

管理 No.	担当郵局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
2	危機管理部 (消防課)	農家民宅に対する消防用設備等の技向上の基準	消防用の設備の緩和 (防火加工のカーテン、じゅうたん等の使用義務、延床面積による消火器等の設置義務等の軽減)	誘導灯や誘導標識、火災報知設備等について消防隊や消防署の判断により設備が緩和されるが、消火器具等の設置など消防上の不安を取り除くには十分な設備が必要となる。着ながらの農家の建物においては設備が必要となり設備投資がかなり高額になってしま	消防法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】カーテン等の防火物品や消火器具は、比較的数量が少ない経済的負担で、火災予防や初期消火に大きな効果が期待できることから、宿泊者の安全を確保するため、設置が必要と考	第24次 第25次
3	企画総務部 (情報政策課)	諏訪湖花火大会等に おける実証試験局の 範囲拡大	諏訪湖祭湖上花火大会等のイベント中継などの情報が、スマートフォンやタブレット端末等から、無線局免許手続なしで送信されることにより、電波法施行規則、無線局免許手続、総務省の電波法関係審議会	ホワイトスペース特区に認定され、諏訪湖祭湖上花火大会等のイベント中継などの情報をスマートフォンやタブレット端末等から送信する際に、無線局免許手続なしで送信されることにより、電波法施行規則、無線局免許手続、総務省の電波法関係審議会	電波法施行規則、無線局免許手続、総務省の電波法関係審議会	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】ホワイトスペース特区における放送サービスエリア拡大の提案については、監督官庁である総務省情報通信委員会より、以下の回答を得ております。① 送信出力の小さいエリアワイド放送局の設置が可能なこと。② 送信出力の増大は、地上デジタル放送などの放送電波との干渉を生じることがあること。なお、提案の主旨につきましては、同通信局へお伝えさせていただきます。	
4	企画総務部 (交通政策課)	NPO等が行う自動車有償旅客輸送の範囲の拡大	NPO等が自動車有償旅客輸送を行うとき、過疎地域の住民、身体障がい者または要介護認定を受けている者の運送に供している。もっと幅広い住民の運送ができるよう範囲を拡大してほしい。	法に規定されている方以外にも、利用できる者の範囲を拡大し、元気な高齢者や買い物弱者等の運送ができることで、住民サービスの向上につながる。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】自動車有償旅客輸送の要件緩和については、長野県と連携して、構造改革特区 (第24次) の提案をしております。この提案に対し、国は、「自動車有償旅客輸送の事務、権限の地方公共団体への移譲等のあり方に關する検討を急ぐ」とも検討しております。当該検討会の結論、結論に基づき国の制度改正の状況を確認し、必要であれば、再度、県として規制緩和を提案させていただきます。	○

管理 No.	担当局 (課) 名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
6	企画振興部 (交通政策課)	宿泊客送迎に関する 道路運送法上の基準 緩和	宿泊施設から一定の距離、行政区内 内に一定の観光施設への立ち寄りにつ いて、道路運送法の許可を不要とする ことができる。	旅行者の高齢化が進化する一方、地域の二 次交通が不便になってきている。 宿泊施設の送迎時のサービスとして、限定された 範囲での観光施設への立ち寄りについて、規 制を緩和することで観光地の活性化に資する ことができる。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 無償による旅客輸送については、道路運送法の許可等 を要しません。 また、運送目的、運送主体にかかわらず自動車等の運行に 要するガソリン代等をサービス提供を受ける者が支払う 場合は、道路運送法に基づき許可等を要しないと解されま した。したがって、当該要望は、現行制度の範囲内で実現可能 と考えます。	
7	企画振興部 (交通政策課)	送迎用バス規制の緩和について	村内では、特定のスキー場、ホテルに おいて、送迎バス(白ナンバー)を運 行している。そのバスを活用し、白馬 村の観光客(特に外国人)が自由に乗 降、周遊できるように、規制の緩和を お願しいたい。	白馬村の観光客(特に外国人)の移動手段は タクシーに限られており、駅、商店、金融機関 等へ移動することには不便を感じている。しかし、 運送事業者が送迎バスを運行するには、収益 上難しい。観光客の利便性向上のために必要 である。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 無償による旅客輸送については、道路運送法の許可等 を要しません。 また、運送目的、運送主体にかかわらず自動車等の運行に 要するガソリン代等をサービス提供を受ける者が支払う 場合は、道路運送法に基づき許可等を要しないと解されま した。したがって、当該要望は、現行制度の範囲内で実現可能 と考えます。	
8	企画振興部 (交通政策課)	貸切バス運転者の休 憩施設の案件緩和	貸切バス運転者の十分な休憩スペース が確保されれば、仮眠設備が整えられてい ない施設においても休憩所に値する施設 として指定してほしい。	十分な休憩スペースが確保されれば、仮眠 設備が整えられていない施設でも無意味 である。バスの運行時間によりその影響を被る ことは土産店や観光施設であること認識して いた。また、そこで、会社の安全性の取組状 況を重視して、○当県では運行を規制しないとい う制度を設けてはどうか。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交替 運転手の配置基準」において、連続運転時間・休憩の考え 方が示されていますが、当該要望は、現行制度の範囲内 で実現可能と考えます。	
9	企画振興部 (交通政策課)	貸切バスの交替運 送者の配置基準につい て	貸切バスの交替運送者の配置基準に ついて、優遇制度を設ける。	安全面を配慮しているにもかかわらず、安全管理がなされ ない場合は、いくらか規制を強化しても無意味 である。バスの運行時間によりその影響を被る ことは土産店や観光施設であること認識して いた。また、そこで、会社の安全性の取組状 況を重視して、○当県では運行を規制しないとい う制度を設けてはどうか。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成25年8月から適用されている国の「貸切バスの交替 運転手の配置基準」については、平成24年4月に発生し た国道道におけるバス事故を受けて、バス事業者を含む 関係者による検討会の開催を促すこととされたものであ り、安全性を確保するため、生半端に考慮された基準で ありません。したがって、現時点で緩和を提案する状況にはありま せん。 ただし、国においては26年度末を目途に取組を「検証」 することとしていますので、当該要望の趣旨を国に伝えるま す。	
10	企画振興部 (交通政策課)	貸切バスの交替運 送者の配置基準につい て	貸切バスの交替運送者の配置基準に ついて、優遇制度を設ける。	新たな事業を開始する場合は、国土交通省 の認可が必要とされているが、行政と連携して 行う事業については、国許可ではなく地域の行 政単位で許可又は届出が行えるように申請 手続きを簡素化させる。 特に過疎地を抱える地域とては、行政と 連携が不可欠であり、臨機応変に進めたい ためににはスピードが重視される。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成18年の道路運送法の改正により、デマンド乗合タク シーなどが乗合事業として運行についても、関係者で構 成される「地域公共交通会議」での合意を前提に、上乗 認可制から事前届出制へと変更されるなど、規制緩和が図ら れています。 今後、国から明らかになる「自動車用情報旅客運送の事 務、権限の移譲」の状況も踏まえ、必要であれば、更なる 権限移譲や規制緩和を国に提案します。	
11	企画振興部 (交通政策課)	道路運送法の許可 緩和について	デマンドタクシー等、行政と連携して行 業化することについては認可手続を簡素 化する。	新たな事業を開始する場合は、国土交通省 の認可が必要とされているが、行政と連携して 行う事業については、国許可ではなく地域の行 政単位で許可又は届出が行えるように申請 手続きを簡素化させる。 特に過疎地を抱える地域とては、行政と 連携が不可欠であり、臨機応変に進めたい ためににはスピードが重視される。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成18年の道路運送法の改正により、デマンド乗合タク シーなどが乗合事業として運行についても、関係者で構 成される「地域公共交通会議」での合意を前提に、上乗 認可制から事前届出制へと変更されるなど、規制緩和が図ら れています。 今後、国から明らかになる「自動車用情報旅客運送の事 務、権限の移譲」の状況も踏まえ、必要であれば、更なる 権限移譲や規制緩和を国に提案します。	
12	企画振興部 (交通政策課)	バス運賃について	バスの運賃設定については事前届出 が必要とされており、その後も不正な 競争を引き起こす場合等、事後チェックがある。柔軟な取組を求める。	参入規制の緩和によりバス事業者数が増え っており、それに伴い、運賃の値下げ圧力が高 まっている。	道路運送法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 県としても、ツアーバス等の制度の見直しを要望してきて いる。平成26年度から、国の「高規格バス・貸切バス(全 全・安心回復プラン)」に基づき、安全コスト等が適切に反映 される運賃・料金制度への移行が進められています。	

管理 No.	担当部局 (課) 名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 された相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
13	企画振興部 (交通政策課)	旅客自動車運送事業の規制の適正化	旅客自動車運送事業の規制の適正化をお願いしたい。	旅客自動車運送事業に係る規制が緩和され、許可を受けずして運送できる範囲が拡大したため、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けられる場合と受付ない場合の違いがなくなり、許可を受けなければならない意味がなくなっているから。	道路運送法	地方事務所に係る企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 現在、国は「自動車用有償旅客運送の事務、権限の地方公共団体への移譲等のあり方」に関する検討委員において、自動車用有償旅客運送制度の運用のあり方について検討しています。当該検討委員の結論、結論に基づく国の制度改正の状況を踏まえ、必要であれば、県として運用の見直し等を提案します。	
14	企画振興部 (交通政策課)	若年運転者育成への支援	若年層の運転手を担うための支援	安全に配慮した運転には若年者層が欠かせないところ。しかし運転には2種免許が必要となりその費用が若年者の負担となっている。そのため運転免許が不足しているのが実情。高齢者のみでは安全対応も厳しくなっているのが現状で、若年層の運転手を増やすための事業所が費用を負担した場合は、取得費用の一部を支援して欲しい。		地方事務所による企業訪問調査 H26.2	—	現在、県としては「運輸事業振興事業補助金」を県バス協会に交付しており、この補助金を財源として、大型2種免許の取得についての助成制度を実施していただいています。要望の観点からは、交通に対する助成制度・支援措置の充実といった観点から、画に対して提案します。	
15	総務部 (税務課)	税法上の耐用年数の見直し	業態により固定資産の耐用年数が異なるとかけ離れたため、見直しを行うこと	減価償却資産の耐用年数等に関する省令では、新車鉄骨コンクリート造鉄骨コンクリート造の建物の耐用年数は、旅館ホテル用で31年ないし39年とされている。しかしながら、建物の陳腐化は業態力の低下に直結するため、実態は20年も経過すると全面リニューアルが必要となっている。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 法定耐用年数は、通常の維持修繕を加えながら通常の使用条件で使用した場合の耐用年数等を基礎として定められています。特定の業種や地域において、法定耐用年数が妥当でないという一般的な認識が認められ、短縮する必要があるという現状ですが、特別償却等の方法も含め、産業政策の観点から必要な措置については、検討してまいります。	
17	企画振興部 (市町村課)	入場税の廃止	目的税である入場税が、その目的に即して使用されていないため、廃止する	本県入場税は温泉源の維持費・環境衛生施設費・消防施設費・観光振興費等の事業費は納161億円となっており、半減24年度、入場税は温泉源の市町村の貴重な財源として維持すべきものと考えます。なお、市町村に対しては、入場税の使途については、議会への説明を通じて住民及び入場客に対しても周知していくよう、引き続き求めてまいります。	地方税法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 取野県内市町村の入場税収入約12億円に対し、入場税を充当可能な温泉源の維持費・環境衛生施設費・消防施設費・観光振興費等の事業費は納161億円となっており、半減24年度、入場税は温泉源の市町村の貴重な財源として維持すべきものと考えます。なお、市町村に対しては、入場税の使途については、議会への説明を通じて住民及び入場客に対しても周知していくよう、引き続き求めてまいります。	
18	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生管理者について	食品(肉)処理における食品衛生管理者の衛生管理方法の緩和について	食品(肉)を加工処理する所には、食品衛生管理者が必要とされているが、生産者には確保が難しい。生産者が6次産業者を推進していくためには、この衛生管理者の設置が高コストとなり、食品衛生管理者の衛生管理を行政機関による指導で補えるよう、衛生管理の方法を緩和すれば、6次産業者も推進され、特産品の産出や生産者の後継にもつながります。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	①	【内容精査・検討中】 食品衛生管理者の資格要件については、法第48条第6項第2号に定める食品衛生管理者の資格要件として、医学・調理学・薬学・獣医学・畜産学等の課程を修め卒業した者が満たされています。しかし、現実のように、これら要件を満たす者を確保することは難しい状況であり、資格要件に管理栄養士養成課程を修め卒業した者を追加することにより、人材の確保の幅が広がります。食肉処理施設への参画も容認になり、シフト振興の推進に寄与することができると考えられるので、今回、特区として提案を行います。	
19	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生管理者について	食品衛生管理者の資格緩和について	食品(肉)を加工処理する所には、食品衛生管理者(獣医師等)が必要とされているが、獣医師等の確保は難しい状況。この地域特有の有シフトを推進するために肉にも肉に精通している有識者が食品衛生管理者の代わりになることができれば、シフトを扱う業者も増え、供給が確保できることにつながります。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	①	【内容精査・検討中】 食品衛生管理者の資格要件については、法第48条第6項第2号に定める食品衛生管理者の資格要件として、医学・調理学・薬学・獣医学・畜産学等の課程を修め卒業した者が満たされています。しかし、現実のように、これら要件を満たす者を確保することは難しい状況であり、資格要件に管理栄養士養成課程を修め卒業した者を追加することにより、人材の確保の幅が広がります。食肉処理施設への参画も容認になり、シフト振興の推進に寄与することができると考えられるので、今回、特区として提案を行います。	

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
21	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	農家長宿における飲食店営業許可	農家長宿等で収穫した農産物を食材とした食事等を提供できるようにしたい	地域の特色をセールするにには地元食材や地元料理を提供することにより、農家長宿ならではの個性を演出できる。また、お客様もそのことを望む方が多い。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	<p>【内容精査・検討中】</p> <p>宿泊料(名目のいかんを問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるもの、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費等も該当。)を取って、反復継続(回数やその頻度にかかわらず)して、人を宿泊せしめれば、公衆衛生の観点から旅館業法の許可が必要である。</p> <p>なお、農家長宿については、国民が農作業等の体験を通じて農業に対して理解を深めていたため、宿泊施設であることから、農業者(平成26年4月1日から旧人の農業者と同様に、法人経営を行う家族経営者も該当。)が、直接営業する場合は、空室の拡大面積について、通常の宿泊施設で必要とされる面積以下であっても許可を受けることができる特例が適用になります。</p> <p>該当する宿泊施設や農家長宿の営業者等が食事を調理、提供する場合は、公衆衛生に与える影響が大きいことから「飲食店営業」の許可が必要となります。</p> <p>ただし、農家長宿等の農林漁業体験施設で、施設利用者自らが調理を含めた体験を行う場合には、「飲食店営業」の許可は不要です。</p>	
22	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生法による営業許可について	調理が伴う販売許可は、販売する場所においてそれぞれ許可を必要としているが、これを1本化又は届出制にし、全国で適用するようとする。	調理が伴う販売を行う際には、営業許可が必要となり、その都度、各場所ごとに許可を申請している。長野県の基準はもとより、全国で通用できるものがない。1本化して全国で通用できるようにする。これにより、申請手数料が軽減され、出展機会も増え地域特産物の販売増加に繋がる。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	<p>【内容精査・検討中】</p> <p>食品営業許可が必要な業態のうち、固定施設以外で調理、販売を行う営業としては、移動営業車または茶台、催事においてのみ営業が可能である露店営業、臨時営業が挙げられます。</p> <p>露店営業、臨時営業については施設基準、取扱品目が異なります。また、移動営業車及び露店営業については県内一戸での営業が可能です。</p> <p>食品営業許可については、都道府県ごとに施設基準を定め、許可しており、許可を一本化するには施設基準を全国一律とする等の対応が必要となり、地方分権の流れに反するため、現状では困難と考えます。</p>	
23	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生法による営業許可について	行政が主催する物産販売に参加する場合は、届出だけの場合で調理が伴う場合は、届出だけでなく手続を簡素化する。	調理が伴う販売を行う際には、営業許可が必要となる。その都度許可を申請しているが、行政が主催する物産販売に参加する場合は、行政が届出する形ですむよう、手続を簡素化できないか。これにより、出展機会が増え、地域特産物の販売増加に繋がる。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	<p>【現行制度で現行可能】</p> <p>食品営業許可が必要な業態のうち、固定施設以外で調理、販売を行う営業としては、移動営業車または茶台、催事においてのみ営業が可能である露店営業、臨時営業が挙げられます。</p> <p>露店営業、臨時営業については施設基準、取扱品目が異なります。また、移動営業車及び露店営業については県内一戸での営業が可能です。</p> <p>露店営業の取扱基準は平成23年度に改正し、地方公共団体が主催し公共的目的を有する催事等において、臨時出店する場合については許可の対象とせず、届出のみで出店可能となりました。</p>	

管理 No.	担当部局 (課) 名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
24	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生法による営業許可について	徳店販売を行う際、品目が限定されておらず、わらび餅を販売することができ、さらに販売数量も限定されていない。また、地域特産品が販売できるような販売品目が増やせる。	品目を販売させることにより、地域特産品などの販売を拡大できる。また、現在1品しか認められていないものを2品まで認める。ことにより、地域特産品の販売促進を図ることができる。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 徳店営業では徳島県施設での営業を認め、利用者の食品衛生上の安全を担保するために、調理方法が複雑多岐に渡る行為を認めない。ただし、対象外品目(わらび餅など)であっても、許可施設で製造し、容器・包装に入れられたものをそのまま販売することは可能である。 なお、徳店営業の取扱要領は平成23年度に改正し、取扱品目を品目の制限列挙から調理方法による分類に改め、制限緩和したところである。	
25	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生法の緩和	自家製漬物を販売する場合の食品営業許可取得の緩和	農家が自家製漬物を直売所等で販売する場合、食品衛生法による許可を受けるためには、食品衛生責任者の講習を受講する必要がある。また、講習に合わせた調理場を別に用意する必要がある。農家が許可を取得することは困難となる。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多数の者に食品を製造販売することは、たとえ少量であれ、一定の安全性を確保することが必要である。そのためには、条例で定められた施設基準に合致した専用の営業施設で、許可のもと製造する必要があります。 一昨年北海道において漬物(浅漬)が原因で多くの患者と死者が出た食中毒が発生し、過去にも同様の食中毒が漬物で発生していることから、基準を緩和することは困難である。	
26	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品衛生法の緩和	食品営業許可業種の統合化	多品種少量加工を行っている施設では、多品目に渡って許可を取る必要があり、個々に手配料がかかる。また、品目毎に施設基準が定められていることから、類似品であっても業種が異なる場合、同一エリアで加工できない等の制約がある。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多数の者に食品を製造販売することは、たとえ少量であれ、一定の安全性を確保することが必要である。そのためには、条例で定められた施設基準に合致した専用の営業施設で、許可のもと製造する必要があります。	
27	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	共通設備による食品の製造	食品製造許可にあたっては、品目ごとに別の調理設備を設置しなくてはならない場合があるが、設備を兼用で使うことができるようにしてほしい。	品目によっては、共通の設備により製造できるものがあるが、その場合でも、別々の設備を設置しなくてはならないことから、無駄な投資であり、設置費用、管理などの負担が大きいため。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 みそ製造、豆腐製造等食品を製造するためには、食品の安全性確保の観点から、衛生的な専用の施設で製造することが必要である。ただし、衛生上支障のない場合には施設の共用を認めています。	
28	健康福祉部 (食品・生活衛生課)	食品製造業許可基準の緩和	飲食業者が食品製造(実質)販売に際して、通常許可要件とされる施設基準を緩和する	ホテル旅館等で、食事時に提供しているそば等を土産用に(実質)販売する場合、許可を受けたい施設の多くを利用しつつ、加工過程の一部のみを許可以外の場所を使用することはできないと考えられる。食の魅力を視察でアピールし、なおかつ持ち帰って味わってもらうことで、地域の魅力をよりアピールできる。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 不特定多数の者に食品を製造販売することは、一定の安全性を確保することが必要である。そのためには、条例で定められた施設基準に合致した専用の営業施設で、許可のもと製造する必要がある。農産物及び観光客の健康の確保の観点から、食品営業許可及び施設基準等の必要性についてご理解ください。	

管理No.	担当部局(課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	果への申請または相談	検討状況	原の検討状況	構造改革特区
29	健康福祉部(食品・生活衛生課)	食品移動営業車の規制緩和	軽自動車では、肉や魚、牛乳などの暮らしに必要なたんぱく質食品等を揃えて、車中で移動販売する場合、軽自動車は認められず、重機等の狭い中山間地域が比較的多いにもかかわらず、こうした地域での営業に、小回りが利き、維持経費の安い軽自動車は許されず、事業者にとっては大きな負担となっている。果が定める食品移動営業車取組要領では、原則1車両につき1業種としながらも、軽自動車以外の車両については、ただし書きで、陳列、保管設備等が完全に区分される等衛生上の支障がない場合は適用除外として、多品目販売を認めており、軽自動車にも同様の取扱いができないものか検討してほしい。	現在、長野県では、肉や魚、牛乳などの暮らしに必要なたんぱく質食品等を揃えて、車中で移動販売する場合、軽自動車は認められず、重機等の狭い中山間地域が比較的多いにもかかわらず、こうした地域での営業に、小回りが利き、維持経費の安い軽自動車は許されず、事業者にとっては大きな負担となっている。果が定める食品移動営業車取組要領では、原則1車両につき1業種としながらも、軽自動車以外の車両については、ただし書きで、陳列、保管設備等が完全に区分される等衛生上の支障がない場合は適用除外として、多品目販売を認めており、軽自動車にも同様の取扱いができないものか検討してほしい。	食品衛生法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	③	【果で対応済み】平成26年3月18日付で軽自動車において複数の販売業の許可を取得できるよう食品移動営業車取組要領を改正しました。	
30-1	健康福祉部(食品・生活衛生課)農政部(農業政策課)	賞味期限に関する基準の明確化	賞味期限の設定についてのこと	賞味期限の設定基準が不明確なため、安全性に重きを置くあまり、必要以上に短期間の設定となり、経費の負担も大きくなるほか、消費者も期限に過敏となりすぎ、大量廃棄が生じる原因となっている。食文化を大事にするという方向性とは逆の動きとなっている。	賞味期限の設定基準が不明確なため、安全性に重きを置くあまり、必要以上に短期間の設定となり、経費の負担も大きくなるほか、消費者も期限に過敏となりすぎ、大量廃棄が生じる原因となっている。食文化を大事にするという方向性とは逆の動きとなっている。	食品衛生法・JAS法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	【内容精査・検討中】消費期限・賞味期限は国のガイドラインを参考に、製造業者等が科学的根拠に基づき設定するものです。また、原材料、製造方法、包装の仕方等の特性は製造業者や製品ごとに異なるため、食品の種類により一律の期限を定めることは困難です。	
30-2	健康福祉部(食品・生活衛生課)農政部(農業政策課)	賞味期限に関する消費者の理解促進	賞味期限の意味するところについて消費者へのPRについて新たな施策を講ずること	賞味期限の設定基準が不明確なため、安全性に重きを置くあまり、必要以上に短期間の設定となり、経費の負担も大きくなるほか、消費者も期限に過敏となりすぎ、大量廃棄が生じる原因となっている。食文化を大事にするという方向性とは逆の動きとなっている。		地方事務所による企業訪問調査H26.2	—	賞味期限の意味は、国のホームページなどでPRされています。また、県においても出前講座などによる啓蒙を実施してまいります。	
31	健康福祉部(食品・生活衛生課)農政部(農業政策課)県民文化部(消費生活室)	食品表示の印字及び記載について	食品表示の字体や大きさが地域によってまちまちであるため、統一した基準にしてほしい。	表示方法が地域によってまちまちなどがある。県内統一した方が加工業者にとっても簡便化できる。また、長野県産・信州産が認められるなら、南信州産も表示可能にしてほしい。そうすれば、この地域からの発信力を高めることもできる。	食品衛生法・JAS法・食品表示法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】食品表示の基準は全国一律であるため、地域によって基準が異なることはありません。国の定める品質表示基準により、文字の大きさは、原則8ポイント以上とされています。「南信州」の表示は、南信州の示す範囲が明確でなく、消費者に十分な情報提供ができないため、JAS法の一括表示として使用することは困難ですが、一括表示とは別に商品名に南信州産と付記することは可能です。	
33	健康福祉部(食品・生活衛生課)	化粧場等に関する法に基づく届出の見直し	化粧場等に関する法律に基づく届出を引き上げしてほしい。	同法の趣旨・目的からして、馬1頭飼育するにも果への届出を必要としているのは必要な規制となっています。	化粧場等に関する法律施行条例	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容精査・検討中】市街地での動物の飼養は地域住民の苦情にご理解をいただくことが大切です。そのため、飼育実態を把握し、適正に指導するための届出となっており、	
34	健康福祉部(消費生活課)	温泉現況報告書の届出の簡素化	温泉現況報告書について、変更事項が生じた場合のみ届出するよう手続きを簡素化する	毎年温泉変遷事項がないにもかかわらず届出を求めているのはあまり意味がないと思われるので、簡素化し、事務負担を軽減してほしい。	温泉法	地方事務所による企業訪問調査H26.2	⑤	【内容精査・検討中】温泉は自然湧出物であり、温度・湧出量等に差異が生じることもあります。また、全国的な統計資料にも利用されており、年1回の届出なのでご理解をお願いいたします。	

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
36	健康福祉部 (介護支援課)	訪問介護事業者等の事業所基準の緩和	新たに介護事業を行う場合、既存事業とは別の事業所を設ける必要があるが、訪問介護の場合は、要介護者を受入れるわけではないので、事業所で事業が行えるようにしてほしい。	新たに介護事業を行う場合、既存事業とは別の事業所を設ける必要があるが、訪問介護の場合は、要介護者を受入れるわけではないので、事業所で事業が行えるようにしてほしい。	介護保険法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で対応可能】 現行の設備基準でも、新たに別の事業所を設けず、既存事業所のスペースを見直すなどの対応でよいこととなっています。 (例)訪問介護の設備基準 ・他事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他事業同一の事務室でよい。 ・他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問介護事業や他の事業所の運営に支障が無いときには、既存事業所等に備え付けられた設備品等の使用が可能	
37	環境部 (自然保護課)	県立公園内のリフト設置の規制緩和	県立公園内のリフト設置の規制緩和	いずれは釜山口までリフトを伸ばしたいと思っている。しかしながら、県立公園エリア内であり、規制が厳しく、設置は困難となっている。	長野県立自然公園条例	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 自然公園内は、優れた自然の風景地を保護するとともにその適正な利用を図るため、特別地域、普通地域といった地域区分ごとにその風景景観の維持に必要な一定の規制を設けていることである。 リフト設置が予定されている釜山口は特に風景景観維持を必要とする特別地域内にあることから許可が必要と考えますが、現時点で具体的な設置計画がなく規制緩和も含め検討が困難な状況なので、具体的な内容を検討される際に改めてご相談ください。	
38	環境部 (自然保護課)	リフト支柱の色指定の緩和	リフト支柱の色を灰色(亜鉛引き)も認めてほしい。	今後リフトの更新を行う予定だが、リフト支柱を亜鉛メッキ鋼板(灰色)等で設置できれば、設置・維持管理費用(運営代)の削減ができるため。	環境省 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 二層の地域の支柱の色については環境省が定める公園の管理計画において回避と定められております。県としても自然公園の優れた風景景観を保護する観点からリフト支柱を灰色とすることは適当でないと考えますのでご理解願います。 なお、自立しない場所で風景景観上の支障がない等の状況に依り検討する余地はありますので、具体的な内容については個別にご相談ください。	
39-1	環境部 (自然保護課)	スキー場内の木の伐採の規制緩和	スキー場内の木の伐採の規制緩和	ゲレンデに目新しさを出すため、林間コースを整備し、スキーヤーの誘客を図りたい。林間コースの新設には、スキー場内の木を伐採(まばら)にする必要があるが、県立公園内でもあり規制が厳しい。	長野県立自然公園条例	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で一部実現可能】 自然公園内は、優れた自然の風景地を保護するとともにその適正な利用を図るため、特別地域、普通地域といった地域区分ごとにその風景景観の維持に必要な一定の規制を設けていることである。 ご提案の林間コースは具体的計画は不明ですが特別地域と普通地域の所在地域であり、特別地域においては特に風景景観維持のための伐採の許可が必要と考えます。一般、普通地域においては伐採など土砂の形状変更を伴う場合は届出になります。不要な場合もありますので具体的な内容についてご相談ください。	
39-2	林務部 (森林づくり推進課)	スキー場内の木の伐採の規制緩和	スキー場内の木の伐採の規制緩和	ゲレンデに目新しさを出すため、林間コースを整備し、スキーヤーの誘客を図りたい。林間コースの新設には、スキー場内の木を伐採(まばら)にする必要があるが、開削面積によっては林地開発許可が必要となり、手続きに時間を要する。	森林法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 林地開発許可制度は安全・防災の観点から必要な要件を審査しているものであり、一律の規制緩和にはなじまないものと考えます。 許可に当たっては、標準処理期間を設けた上で、個々の状況に応じ対応しています。	

管理 No.	担当部局 (課) 名	提案事項名	提案の具体的な内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	構造改革特区
41	産業労働部 (産業立地・経営支援課)	資金決済法による供託金の支払要件の緩和	現在、供託が必要となつている前払式支払手段の残高金額(1000万円)を引き上げること、創業期の企業の事業活動を円滑化してほしい。	現在は、カバログギフトを手がけるが、利用者は当社へ代金をギフト券で支払う形であり、「自家製前払式支払手段」に該当する。前払式支払手段の残高が1000万円を超過した場合、財務局への届け出、未使用残高の2分の1相当額の供託が必要であり、創業期間もない当社にとっては負担となる。規制対象から外れるが、その分商品採用度が下がり、商品の販売展開に制約が掛かる。	資金決済法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤ 【内容精査・検討中】 本法案(22.4.1施行)の制定の際、金融庁でパブリックコメントを実施していますが、その中で未使用残高基準額について、逆に引き下げるべきという意見もありました。これに対し金融庁は「特段の理由がない」と見送ったところですが、消費者保護の観点から、未使用残高基準額の引き上げは難しいと考えます。	
43	産業労働部 (ものづくり振興課)	電気主任技術者の選任基準見直し	自家用電気工作物に関する範囲を見直す	電気工作物の安全管理に関する技術が向上していることから、従来の基準を見直し、事業者の負担軽減を図っていただきたい。	電気事業法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤ 【内容精査・検討中】 基準の見直しは事業者の負担軽減につながるが、事業者の自主的な保安の確保や災害の防止に影響を及ぼす危険性を孕んでいることから、規制改革を要望するのは妥当でないと考えます。	
44	産業労働部 (ものづくり振興課)	酒税免許の条件緩和	製造する酒類(どぶろく・濁酒)の販売方法を販売できる場所の範囲に関する規制を緩和	農工商連携事業の推進や地域観光振興や特産品開発販路拡大を図る観点から販路の拡大を図り販売方法が種別に限定されています。(原則として自店のみでの販売)	酒税法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥ 【現行制度で実現可能】 「どぶろく」は品質管理が難しいことから販売方法等が規制されていますが、品質管理を行う体制を整えて通常の製造免許を取得すれば、小売もインターネット販売も出来、販路拡大が可能です。 既にそうした形で「どぶろく」や「濁酒」が市販されている現状を考えると、県としては販路開拓のみを優先する要望を行うことは妥当でないと考えます。	
47	産業労働部 (ものづくり振興課)	期限付酒類小売業免許の簡素化	既存の酒類販売業許可事業者がイベント等で一定期間臨時に販売場を設けて酒類を販売しようとする場合には、所轄税務署長へ期限付酒類小売業免許を申請し、取得する必要がある。従事期間が7日以内であれば前日までに、なおかつ添付書類も詳細な様式となつておけるため、提出書類の簡素化及び提出期限の短縮を提案する。	地酒の販路拡大を目的として、首都圏等地域外で開催されるイベントへ出店する機会が増えつつある。しかしながら、期限付酒類小売業免許の添付書類(販路所の配管図や販売設備等)まで記載する必要)が多く、手間がかかっている。また、販路所開設10日前までに申請する必要があることから、出店計画が定まらない場合は、免許申請ができなくなる。 また、添付書類の簡素化と提出期限の短縮によって、出店が容易となり、地酒の地域外への販路拡大に繋がる。また、地酒のPRは、その地域の観光宣伝にも繋がりが、誘客効果向上が期待できる。	酒税法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤ 【内容精査・検討中】 従前は2週間前までに届出が必要でしたが、10日前までへと繰り上げられた経緯があります。税務署としても酒類販売への適法性を担保するために最低限の事務処理期間は必要との見解であり、またどこでどのようの種類の販売されているかを把握することは酒税の確保上も必要と考えます。	
49	産業労働部 (労働雇用課)	雇用調整助成金の申請時の書類の簡素化	雇用調整助成金申請に必要な計画/届出書類を不要とし、対象期間の実績で支給要件を満たしているかを判断する	旅館業では、宿泊予約が1週間程度に集中することから、事前に客の稼働状況を予測した上で休業予定日数等を提出するのは困難である。 事後別に稼働を確認すれば、対象者の出勤状況を把握でき、助成金要件を満たしているかを判断できる。	雇用保険法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	① 【国へ特区提案済み】 H26.4.11に構造改革特区に向けた規制改革案を提出済みです。	○
50	産業労働部 (労働雇用課)	高齢労働者に関する労働基準法前編及び社会保険加入義務の簡素化	いわゆる「第二の職場」で勤務する高齢労働者について、最低賃金や社会保険加入義務の規制をより柔軟にする	定年退職後の高齢労働者は、ある程度の資産や年金収入があり、短時間勤務等多様なワークスタイルを望む者も多い。 そうした者にも若年者と同等の賃金、社会保険の規制を行うことは、高齢者の雇用の門戸を狭めるとともに、企業における高齢者の多様な活用の可能性を小さくしている。	最低賃金法 雇用保険法 厚生年金法 健康保険法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑦ 【取り下げ】 高齢者の働き方のひとつのスタイルとして提案したものであり、規制緩和や制度改正を求めざるを得ないことを提案者に確認し、提案取り下げとなりました。	

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
51	産業労働部 (労働雇用課)	変形労働時間制の業 態に応じた弾力化	変形労働時間制の上限を業種により 緩和すること	旅館業にあっては、時期的な繁化の波が非 常に大きく、強行の変形労働時間制でも効率 的な対応が困難となっている	労働基準法 労働基準法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 変形労働時間制の規制緩和を行うことで、事業者側には コスト削減のメリットが生じますが、労働者側にはメリッ トがなく、労働強化につながる恐れがあります。 事業者にメリットがあっても労働者の権利(本来受けられ る賃金)や健康管理にデメリットが生ずる可能性のある規 制緩和は慎重であるべきと考えます。	
52	産業労働部 (労働雇用課)	有料職業紹介事業免 許要件等の緩和	有料職業紹介事業免許の取得に關す る資産要件の緩和・撤廃	有料職業紹介事業免許の取得は、資産500 万円以上(負債は控除)、預金額150万円以上 が必要であり、創業期の企業にとって参入が 難しい。要件の緩和(額)の設定を下げる、進予 期間を設ける等)または撤廃が望まれる。	職業安定法 職業安定法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 H26.4.11に構造改革特区に向けた規制改革案を国に提 案済みです。	○
53	産業労働部 (産業政策課)	電気料金の基本料金 算定基準の変更	事業所の電気料金については、デマ ンドにより最大電力に応じて算定され るが、限定的に電力を公平に使用する という観点から算定基準を変更してほ しい。全国的電気使用量は夏季に最大とな るが、その最大使用量の日の電気使用 量に応じて基本料金が算定されるよう 変更してほしい。	スキー場等のホテル等は冬に多くの電気を使 用し、その時の事業所の最大使用量に応じて 基本料金が算定されている。当方でも各三種類の 全国の電気使用量の需要が高いのは夏であ り、その時に供給される電気を公平に分け合う という観点から、最大使用された日の事業所の 使用量に応じて算定されるようにしてほしい。	電気事業法 一般電気事業 供給約款料金 算定規則	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 電気料金を算定している電力会社(中部電力)に要望の 内容を伝え、電力会社の考え方を確認中です。	
54	観光部 (山岳高原観光 課)	外国人に対する案内 の自由度向上	外国人観光客に対する通訳案内は法 により通訳案内士に限られている が、活動地域を一定するなどの条件 を付した上で、自由な通訳案内が出 来るよう規制緩和を願う。	当地域にはアジア圏などの観光客が増加し ているが、英語表示/案内に対応できない。 初め、通訳案内を希望される。当方でも各三種類の 人初め、通訳案内は希望されるが、ボランティアでの対応に は限界がある(通訳案内士の資格がないため 有償での案内ができない)。	通訳案内士法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 第24次構造改革特区で同内容の提案を提出しました。 現在3回目の反論を待って、省庁からの回答を待っている段 階です。	○
55	観光部 (山岳高原観光 課)	現地ツアー一 概観受領	ホテル等事業者に対して、概観な許 可による現地企画ツアー(概観受領) ができる仕組みにしてほしい	旅行の種別免許登録で行うことができるが、営業 保証金や基準費・維持費が必要である。程 度ホテル等の事業者で、車の配備等のある程 度の条件を満たしている場合には、簡便な許 可により現地企画ツアーができるような仕組み にしてほしい。	旅行業法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 旅館ホテルでなくても消費者保護の観点から営業保証 金や基準費が必要のため、旅行業者としてではなく、旅 行業代理業者として一定範囲に限定した旅行商品を販売 できるような規制改革を第25次構造改革特区で提案しました。	○
56	観光部 (山岳高原観光 課)	旅行業務取扱管理者 の職務について	旅館業を営む者が、宿泊者の利便を 図るため送迎(交通機関)とセットに なった短泊プランをあっせんする場 合は、旅行取扱管理者がいなくても扱え るようにしてほしい。	旅行業法では「取引公正の維持」「旅行の申 全確保」などの観点から、営業所ごとに旅行業 務取扱管理者の選任が義務付けられている が、旅館業法に基づいた短泊施設には旅行業務 取扱管理者は配備されていない。このため旅 館が宿泊と交通機関セットにしたプランの あっせんはできない状況となっている。 これを、旅館業法の許可がある施設があっせん する場合は、案件付きでもよいので旅行業 務取扱管理者がいなくても取り扱えるようにす る。	旅行業法 旅館業法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	①	【国へ要望・特区提案済み】 旅行業務取扱管理者は、旅行業の取引条件の明確化 や旅行に係るサービス提供の確保性その他の取引の公正 などを実現するために必要とされています。そこで、第25次 構造改革特区提案で、旅館ホテルが一定範囲の旅行商品 を販売する場面に限り、県が実施する研修を受講、修了し た者を旅行業務取扱管理者として選任できるように提案しま した。	○

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
57	観光部 (山岳高原観光課)	国際観光ホテル整備 法に基づき届出の簡 素化	国際観光ホテル整備法に基づき届出 については、法的に照らしなくても必要と認められる 届出事項が多く、事務負担が大きい。また、届 出によって適切な処置が講じられることもない。 地方運輸局への届出などとなっていることも負担で ある。	国際観光ホテル整備法に基づき届出について は、法的に照らしなくても必要と認められる 届出事項が多く、事務負担が大きい。また、届 出によって適切な処置が講じられることもない。 地方運輸局への届出などとなっていることも負担で ある。	国際観光ホテル 整備法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 国際観光ホテル整備法に基づき登録する旅館やホテル 事業者は、宿泊者の権利を守る観点から、宿泊予約や催 泊料金を定めた場合又は経緯が異なる場合は、あらかじめ 事前に県へ届出ることとされています。本制度は国が直接所 管しているため書類の提出先は、国の機関となりますが郵 送による届出も認められています。	
58	観光部 (山岳高原観光課)	Gondラフトが道路 上を通過する場合の Gondラフト用防護 ネット	Gondラフトが道路を通過する部 分については、通行を通して安全ネット なしで営業できるよりにしてほしい。	Gondラフトと道路が交差する部分につい て、夏期営業の場合、安全ネットの設置が義務 付けられているが、冬期間、道路を通行止めに しスキーコースとして使用している場合は設置 義務はない。(安全ネットは強制の国定式) 大雪時には安全ネットの巻き上げが降り、 除雪機が安全ネットに接触し支障が出る恐れ もあるため、通行を通して安全ネットなしで営業 できるようにしてほしい。	索道施設に關す 技術上の基準 を定める省令	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 保護施設の設置は、索道事業者の責任において行なう こととされています。索道と道路が交差する部分について、 保護設備の必要性や設備の形状は道路管理者との協議 により決めることとされています。安全ネットなしにする場 合など決まる場合は、道路管理者と再度協議し、その要 求内容を県へ届出することとなりますので、事前に北陸信 越運輸局鉄道課へご相談ください。	
59	観光部 (山岳高原観光課)	Gondラフトの夜間 営業規制の緩和	Gondラフトの夜間営業には、Gondラフト内に照明設備等の設置が必要と 聞いている。Gondラフトの夜間営業 に係る規制を緩和してほしい。	夏季夜間に観光客をGondラフトでスキー場 頂上まで登ってもらうサービス(商品)の提供を 考えている。Gondラフトの夜間営業には多くの 照明設備を必要とすると聞いている。コスト 削減のためにも必要最低限の照明設備の設 置になるようにしてほしい。	索道施設に關す 技術上の基準 を定める省令	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑦	【取下げ】 (夜間営業の場合、Gondラフト内に赤電式の電燈と外 部前後に反射板を設置し、北陸信越運輸局に申請するこ とで認められると分かっていたため。)	
60	観光部 (山岳高原観光課)	Gondラフトの設置に 係る規制の緩和	Gondラフトの索道施設の真下に人 工構造物がある場合は設置の許可が下 りない。	現在のGondラフトが老朽化しているため時 来的にリフトの架け替えを考えているが、大き な駐車場を完備したスキー場にするためには、 現在の旅館ホテルや道路の上をGondラフト で構構切るようにしたいと考えている。海外のス キー場では、索道の駅から直轄でスキー場ま でGondラフトで移動でき、生着地などの上部 を通過している。その直轄が利便性の良さとし て誘客につながっている。(オーストリアのイ シュクル、イタリアのボルツァーノ等)海外では 当たり前に行っている。	索道施設に關す 技術上の基準 を定める省令	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	⑧	【現行制度で実現可能】 省令では索道の線路選定にあたっては、道路、河川湖 沼、農圃等との交差や接近は機力避けるとなっています。 やむを得ず横断する場合は、Gondラフト停止時等の乗客救 出に敷地内への出入り、落下物への対応などについて道 路管理者や住民等敷地の管理者と協定を締結することが 必要となりますので、安全対策などについて北陸信越運輸 局鉄道課へ事前にご相談ください。	
61	観光部 (山岳高原観光課)	県の手掌執行につい て	観光客を運ぶなら、県内のプロック ごとに観光客に提供したサービス記 分し、地域ごとに活用できるようにす る。	民間事業者と行政が連携し、地域で特色ある 取組を機動的に行うことができるようになる。	—	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	—	自らの知恵と工夫により自主的・主体的に特色ある観光 地づくり促進するため「地域元気づくり支援金」を活用す ることができます。	

管理 No.	担当部局 (課) 名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	構造改革特区
62	県民文化部 (国際課)	ワーキングホリデー制度の条件を緩和し、外国人の雇用の条件緩和の取組をすすめてほしい。	ワーキングホリデー制度の条件を緩和し、外国人の雇用の条件緩和の取組をすすめてほしい。	スキーマは12月～3月のビジネスであり、季節雇用であり年間を通じての雇用ができず、人手が確保されない。反面、オーストラリアは夏となり雇用が必要となるスキーマがある。それらの外国人の応募はあるが雇用できない状況である。国が認めない単純労働であるが短期だけにくくりとして雇用確保したい。	ワーキングホリデー制度があるが、30歳以下、一年に一回しか利用できないなどの制限があるため、その制限を緩和し、11月～4月は日本で、5月～10月はオーストラリアで働くような通年雇用ができるようにしてほしい。	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	県の検討状況 内閣府に確認したところ、構造改革特区の対象とはならないとの回答だったが、国への要望方法等について検討してまいります。	
63	農政部 (農業政策課)	農地への発電設備の設置	農地への発電のための太陽光発電等の発電設備の設置については、農地転用許可が必要となるが、農地法の規制を緩和し、発電事業に参入しやすくしてほしい。	農地への太陽光発電設備の設置については、農地転用の許可を受ければ可能であるが、農業委員会等の判断によっては転用できない場合もある。電力不足問題の解消、再生可能エネルギーの有効利用になり、農家の副収入にもなるため、重要施策として発電のための設備であったとしても、農地転用許可を受けるとともに、農地転用許可を受けることなく発電設備を設置できるようにしてほしい。	農地法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 農地法に基づく農地転用許可制度は、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に設置し、国民の食料の安定供給を確保するために必要な制度です。太陽光発電設備の設置については、優良農地以外の農地において可能ですが、優良農地においても営農を継続しなおし上部空間に太陽光発電設備を設置する場合は、一定の制限はあるものの制度上一時転用許可することが可能です。なお、本県において、申請者の負担軽減につながるよう営農型発電設備の一時的転用許可期間の延長(3→10年間)を提案しているところです。	
64	農政部 (農業政策課)	補助金の周知方法について	県では補助金制度を周知しているが、市町村又は団体までしか届いていないのが現状。個々の生産者まで届く仕組みにしてほしい。	事業を行っている生産者が必要としていても、その情報が届いていないのが現実。市町村・団体のみでなく民間金融機関から農業者への情報発信という形もあり得ると思うので、生産者まで情報が届くような方法を検討していただきたい。		地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	県ホームページと農業改良普及員による情報提供を引き続き行うとともに、営農型資金戸配布の長野県産産品報告で制度の紹介をしております。	
65	林務部 (森林政策課)	国有林の返地の簡素化	借用している国有林を返地する場合、地中埋設物の撤去を地より30cm位までとし、撤去部分の緑化は30cm分程度の緑化のみとし、樹木の植え付けを行わないで返地できるよう緩和してほしい。	国有林を返地する場合、構築物の解体撤去、地中埋設物の撤去に加え、指定樹木の植え付け(定着まで)多額の費用がかかり権限の管理も必要となり、負担が大きいため。	国有林野管理 経営法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 本県の国有林を管理している中部森林管理局に情報提供しました。	
66	林務部 (森林政策課)	国有林内支障木伐採 手続きの簡素化	国有林内の支障木伐採について、手続きを簡素化し短期間で許可が下りるよう、取り計らっていただきたい。	国有林内の支障木伐採については、手続きが煩雑で、許可までに時間がかかるため。	国有林野管理 経営法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 本県の国有林を管理している中部森林管理局に情報提供しました。	
67	建設部 (道路管理課)	道の駅における占用物件について	道の駅における占用物件の取扱いについて	道の駅は道路敷地であるとして、工作物の設置が認められていない。もともと、運転者の休憩施設・遊戯場所としての機能を果たしているわけだが、今般は重要な情報発信の拠点施設でもあり、地元生産物の販売拠点ともなっている。利用者の利便と産業活性化を見据えると、道の駅に限り占用物件の条件を緩和してもよいのではないかと。	道路法	地方事務所 による企業 訪問調査 H26.2	【内容精査・検討中】 現在、国の対応については確認中です。	

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
68	建設部 (運輸管理課)	長野県内の道の駅運営委員会開催	道の駅連絡会の開催調整	現在道の駅の連絡会議は各ブロックごとに開催されているため、長野県のように国費・中郡が所在しているところでは、同じ県内でありながら、情報交換する機会が得られない、道の駅は重要な情報発信拠点であることから、県内の道の駅連絡会の開催を提案する。(最初ののみ、継続開催は道の駅が行う)	—	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	—	必要な情報は提供可能であり、当初より道の駅が主体となった独自での開催に努めていたと見えます。	
69	建設部 (河川課)	諏訪湖畔での企業とイベントの連携	諏訪湖畔で企業などと連携した形でイベントを実施したいが、河川の占用許可が営利事業者が絡む場合でも柔軟に判断していただけないか。 また、一概には判断できないとは思いますが、①どのような場合に届出が必要か ②占用が認められるか(判断基準(具体的な例示を含めて)) についてホームページ等でわかりやすく案内いただけること観光イベント実施の際に参考となり準備等が実施しやすくなる(運行は株式の規範のみ)。	諏訪湖畔で自動車会社などと連携したイベントを実施したが、現状では県轄がよい諏訪湖畔で実施することが難しく、諏訪湖周辺の駐車場等が確保できない。このようなイベントが継続的に諏訪湖畔でできれば大企業は福利厚生の一環で自社のイベントとセットで来るため、経済効果も大きい。 なお、平成23年4月から「河川敷地」も活用可能となり、平成23年4月からは「河川敷地」も活用可能となり、民間事業者による河川敷地の活用が可能となっている事例も全国的には存在する。	河川法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 企業の協賛を受けた自治体等が実施する河川敷地内のイベントなどは、使用可能なケースもございまして、河川管理者(諏訪建設事務所)にお問い合わせてください。また、河川敷地の使用等については、ご提案のとおり県公式ホームページでご案内します。	
70	建設部 (建築住宅課)	長野県景観条例による建築規制の緩和について	県外・国外からの投資環境を整えるため、白馬村における建築規制(建ぺい率、高さ制限等)の緩和をお願したい。	白馬村の宿泊施設は、ここ10年で30%減少している。このまま宿泊施設の老朽化や後継者不足により廃業が頻りに、宿泊する場所が確保できなくなる恐れがある。 そこで、県外・国外からの投資を促進し、宿泊環境の改善を図るため、長野県景観条例による建築規制等の緩和が必要である。	建築基準法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 白馬村の建ぺい率や高さの制限は、長野県景観条例でなく、建築基準法の規定に基づき県が定めたものであり、御提案は建築基準法の運用に関するものとなります。村内には、特約の区域に区分して、それぞれについて特約に定める一方で、市の魅力のひとつである良好な環境が期待されるようなあり、強行表裏は、別荘地等では低層住宅地に相当するようなら比較的厳しい制限を設ける区域もあり、多くの範囲は県内の他の地域と同様の標準的な基準となっており、現時点での緩和は難しいものと考えます。なお、趣直、御意見を伺い、適時適切な検討ができるようにしてまいります。	
71	建設部 (建築住宅課)	前歴診断義務化の緩和	不特定多数の方が利用する大規模建築物は前歴診断が義務化されその結果が公表されることになったが、対象建築物の要件緩和や、診断、改修に係る補助制度の充実を要望したい。	前歴診断の費用負担が大きき、診断の結果、改修が必要となれば、大規模改修が必要となる可能性もあり、事業継続に支障が出ることも考えられるから。	前歴改修促進法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成25年の法改正により、建築物の安全性の向上を目的として、多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものについて前歴診断の義務化をするなどしたものであり、改正法施行以降、大きな社会的な変化はないものの、改正法に定める要件の具直しは時期尚早と考えます。補助制度の一層の拡充については、国への要請等により対応してまいります。	
72	建設部 (建築住宅課)	前歴診断、耐震工事	不特定多数の方が利用する大規模建築物は前歴診断が義務化されその結果が公表されることになったが、前歴診断、耐震工事について、法施行後から10年間の猶予をいただきたい	前歴診断、耐震工事の費用負担は大きく、経営が破たんしてしまつたため。	建築基準法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成25年の法改正により、多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものについて前歴診断の義務化をするなどしたものであり、改正法に定める要件の具直しは時期尚早と考えます。なお、耐震改修については期限を設けていません。	

管理 No.	担当部局 (課)名	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	根拠法令等	県への申請 または相談	検討 状況	県の検討状況	構造改革特区
74	県警本部 (生活安全企画課)	金属くす回収時における身分確認の整備	個人情報登録し発行した会員カード(ブルーカード等)の譲渡を身分確認する規制緩和	大型店では、身分確認が不要な古紙、ベトボトルについては、会員カード(ブルーカード)を自動回収機に読み込ませ、重に反応したポイントを手回してリサイクルの促進、固定まつりを行っているが、スチール缶については対象となっていない。 現在、スチール缶は金属くすとして取り扱われ、盗品等の流通防止を目的に金属くすを買い受け若しくは交換しようとするときは身分確認の提示を求めるとの方法により身分確認のことが義務付けられている。 回収時の身分確認を軽減できれば、スチール缶も対象とすることができ、リサイクル促進にもつながるため検討して欲しい。	金属くす及び金属くす行商に関する条例	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 一定の基準を設け、当該基準の範囲内の取引については、相手方の身分確認義務等を免除するなど条例改正による規制緩和を検討中です。	
76	県警本部 (交通規制課)	移動販売車の道路使用にかかるとる規制緩和	道路交法では、移動販売車両による販売目的の道路使用を認めない。地域の実情により、移動販売車の道路使用を緩和できないが。	現在、移動販売車による販売は、駐車場が確保できる公民館等で実施している。駐車場が確保できない小さな集落からの移動販売の要望もあるが、駐車場がないため販売に行けない。 公道上で営業しても、小さな集落の道路は交通量も少なく、緊急車両の通行時には遅やか、移動が可能であり、交通への支障は少ない。 中山間地域では、高齢化率も高く、買い物に不便を感じているいわゆる買い物弱者の問題が深刻な中で、移動販売車による買い物者の確保など、公益性が認められる場合には、道路を使用できるよう検討してほしい。	道路交法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑥	【現行制度で実現可能】 移動販売車については、道路交法第77条第1項第3号に規定する「場所を移動しないで、露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする行為」に該当しますが、道路上において商売を行うことは、祭礼行事等における露店、屋台を除き、原則認められないという方針で対応しています。 しかし、中山間地域で買い物に不便を感じている高齢者を対象とした移動販売車の道路使用許可については、個別の案件に応じて、申請場所の道路状況、交通量、使用目的の公益性の判断、地域住民や道路利用者等の同意形成状況等を総合的に判断したいと考えています。	
77	県警本部 (運転免許課)	中型自動車免許の受取資格の緩和	中型自動車(最大積載量3トン以上6.5トン未満)を運転するための中型免許の受取資格である、120歳以上、普通(又は大特免許)保有2年以上以上を緩和	高校卒業時点では中型免許を取得できず、運転免許(建設業用同様)への就職機会を減らすことになっている。 貨物等輸送用の自動車は4トン以上が多く、普通免許では軽トラックしか運転できない。	道路交法	地方事務所による企業訪問調査 H26.2	⑤	【内容精査・検討中】 平成19年の道路交法の改正により、中型免許を新設した理由の1つは、車両総重量15トンを超え8トン未満の交通事故が多発したことに由来のものであり、改正の趣旨から、当該警察として理成階では、受取年齢の緩和について、国(警察庁)に列して要望する予定はありません。	